

(別紙)

権利侵害の説明

第1 権利侵害の説明

1 ある記事の意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきものとされている（最判昭和31年7月20日・民集10巻8号1059頁参照）。なお、最高裁は、インターネット上のウェブサイトに掲載された記事についても、同様の基準を採用している（最判平成24年3月23日・判タ1369号121頁）。

2 同定可能性

(1) 東京地裁平成11年6月22日判決（石に泳ぐ魚事件・判タ1014号280頁）は、「原告と面識がある者又は右に摘示した原告の属性の幾つかを知る者が本件小説を読んだ場合、かかる読者によって、「A」と原告とを同定することは容易に可能であるといわなければならない。」とし、「原告の属性の幾つかを知る者」にとって同定可能性を問題としている。そして、この事件の上告審である最高裁平成14年9月24日判決（判タ1106号72頁）は、「原審の確定した事実関係によれば」「被上告人の名誉、プライバシー、名誉感情が侵害されたものであって」と判示している。

また、長良川事件（最判平成15年3月14日・民集57巻3号229頁）は、「被上告人と面識があり、又は犯人情報あるいは被上告人の履歴情報を知る者は、その知識を手がかりに本件記事が被上告人に関する記事であると推知することが可能であり、本件記事の読者の中にこれらの者が存在した可能性を否定することはできない。そして、これらの読者の中に、本件記事を読んで初めて、被上告人についての

それまで知っていた以上の犯人情報や履歴情報を知った者がいた可能性も否定することはできない。・・・したがって、上告人の本件記事の掲載行為は、被上告人の名誉を毀損し、プライバシーを侵害するものであるとした原審の判断は、その限りにおいて是認することができる。」と判示している。

以上のとおり、「申立人の属性の幾つかを知る者」にとって同定可能であれば、同定可能性は認められる。

本件投稿に記載されている「めろ」には、申立人のXアカウントへリンクが貼られており、申立人と同定可能である。

(2) 本件投稿に記載されている「めろ」には、申立人のXアカウントへリンクが貼られており、申立人と同定可能である。

第2 権利侵害の明白性

1 本件ポスト1には、申立人アカウント (@lin720_1122) が記載されており、申立人に向けられた投稿である。

本件ポスト1には、申立人が「加害癖がある上に加害自覚があって、それが明らかになった途端それを必死に隠そうとして他人に擦り寄るような人」と記載されており、何らの加害行為を行っていない申立人に対して受忍限度を超えて名誉感情を侵害するものである。

3 本件ポスト2

本件ポスト2には、申立人アカウント (@lin720_1122) が記載されており、申立人に向けられた投稿である。

本件ポストには、申立人が「#甜飴無法2の加害者」と記載されており、何らの加害行為を行っていない申立人に対して受忍限度を超えて名誉感情を侵害するものである。

4 本件ポスト3

本件ポスト3は、申立人のポストに対する引用ポストであり、申立人に向けられたポストであることは明らかである。

本件ポスト3は、「一年に亘って迷惑を掛け続け、加害しているのは貴女です。もう一度言います。延々と他人に迷惑を掛け続けているのは、めろさん、貴女です。」と記載しており、申立人が本件アカウントに対して、1年にわたって迷惑をかけ続け、加害行為を行っている事実を摘示し、申立人が迷惑行為を継続的に行っている人物である印象を閲覧者に与え、申立人の社会的評価を低下させている。なお、申立人が他人に迷惑行為や加害行為を行っている事実はなく、違法性阻却事由はない。

また、上記表現は、何らの加害行為を行っていない申立人に対して受忍限度を超えて名誉感情を侵害するものである。

5 本件ポスト4

本件ポストは、一連のスレッドのポストであるが、申立人アカウントが記載されていることから、申立人に向けられた投稿である。

本件ポスト4には、「この一連の加害は、貴女が引き起こしたものです。貴女が終止符を打たなければならない責任問題です。」「貴女は被害者に泣き寝入りすることを要求していますが、そのことは理解されていますか?」と記載されており、申立人が、一連の加害行為を引き起こした事実、被害者に泣き寝入りを要求している事実を摘示し、申立人が何らの理由もなくイベント参加者を追放した印象を閲覧者に与え、申立人の社会的評価を低下させている。なお、申立人がイベントから追放する措置をとった事実はなく、イベント主催者から説明がなされており、違法性阻却事由はない。

以上